

毒物劇物販売業登録申請

概要説明	毒物及び劇物取締法第 4 条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第 2 条に基づく毒物劇物販売業登録申請を行う場合の申請書です。
提出書類	1 毒物劇物販売業登録申請書 2 店舗の平面図 (毒物又は劇物を直接取扱わない店舗については不要) 3 毒物又は劇物の保管場所の立面図 (毒物又は劇物を直接取扱わない店舗については不要) 4 法人にあっては、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書 5 販売経路図 (毒物又は劇物を直接取扱う店舗については不要) 正 1 部提出。
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	16,370 円 (現金)
注意事項	毒物劇物を直接取扱う店舗等について ・平面図、立面図については(19)の記載例及び注意事項を参考にして下さい。 ・店舗営業所毎に専任の毒物劇物取扱責任者が必要となりますので、「毒物劇物取扱責任者設置届」を同時に提出してください。 毒物劇物を直接取扱わない店舗等について ・申請書の備考欄に毒物劇物を直接取扱わない旨を記載してください。 ・販売経路図については(20)の記載例及び注意事項を参考にして下さい。

※ 毒物劇物販売業の登録の更新は有効期間の切れる 1 か月前までに行うことが「毒物及び劇物取締法施行規則第 4 条」で定められていますので、遅れることのないようご注意ください。

また有効期間中、有効期間満了時に業を廃止する場合も、廃止後 30 日以内に廃止届を行うことが「毒物及び劇物取締法第 10 条」に定められています。